

横芝光町訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和3年4月～)

【色分けのルール】
■ 水色 → 新設 ■ 黄色 → 変更 ■ 灰色 → 廃止

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定単位
	種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1,176	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,055	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2,349	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	77	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	ニ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		事業対象者(要支援2相当)・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	ホ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅴ)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者(要支援2相当)・要支援2(週2回を超える程度)	123	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	ヘ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅵ)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	268	
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一	ト 訪問型 サービス費 (独自)(短時間サービス)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	240	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	272	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一	リ 生活機能向上連携加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	244	1月につき
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ		事業対象者(要支援2相当)・要支援2(週2回を超える程度)	287	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一	チ 初回加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257	1回につき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		事業対象者・要支援1・2(20分未満)	167	
A2	1414	訪問型短時間独自サービス・同一	リ 生活機能向上連携加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149	1月につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算(※)	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算(※)	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000 加算	

(※)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(Ⅴ)については、2021年3月末時点で算定している事業所に限り、2022年3月末まで算定可

訪問型サービス(現行相当・独自)